

「志免町公共施設個別施設計画(案)について」パブリックコメントの結果

・意見等の募集期間:令和2年1月10日～令和2年2月10日

・意見等の受付件数:1人 3件(提出方法の内訳:直接持参0人 0件、郵送0人0件、ファックス0人0件、メール1人3件)

| 番号 | ご意見(原文のまま) | 町の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | <p>建造物に、優先順位を付け、年度別に順次改修を行うこと。又、改修にあたっては、できるだけ予算を縮減して実施することについては、賛成である。</p> <p>しかし、公民館は、日々老若男女、車いすの方も利用しているが、その中であって、車いす利用者が利用できるトイレがないなど、トイレの老朽化が著しい。</p> <p>公民館等の改修に併せれば、まだ先になる。</p> <p>町の総合計画で掲げている「人にやさしく健やかなまち」にするなら、年次計画とは別に、車いす利用者にも利用できるトイレの整備など、トイレの改修・美装化を先行して欲しい。</p> <p>※ 全体を一体的に改修することが合理的であることは判るが、トイレが美しくなれば、もっと公民館の利用が増えるのでは。</p> | <p>本計画は建物を長寿命化していくことを目的としており、実施スケジュールに沿って計画的に改修を行うこととしております。</p> <p>ご指摘の公民館のトイレについても、原則実施スケジュールの改修時期に合わせて地元町内会と施設所管課にて協議の上、改修内容を決定していくものとしております。</p> <p>ただし、安全性に問題があるなど緊急性の高い内容と判断できるものについては、個別に対応いたします。</p> |
| 2 | <p>維持管理の実施フローでは、点検、清掃及び修繕は施設管理者が行うとあるが、施設管理者とは誰を(どの部署)を指すのか。用語解説にない。定義して欲しい(特に公民館関係)。</p> | <p>公共施設(建物)全体を計画対象としている関係上、広義では各施設を所管する課が管理者となり点検、清掃及び修繕を行うというものです。</p> <p>ただし、ご指摘のとおり施設管理者とは誰(どの部署)を指すのかが明確になっておらず誤解を招く恐れがあることから、下記のとおり用語解説に追加いたします。</p> <p>施設管理者:当該施設を所管している課のこと。ただし、公民館等の施設の維持管理における日常的な点検・清掃及び軽微な修繕については町内会、教育系施設の維持管理における日常的な点検・清掃については教職員等、各規則等に基づき利用主体にて適切に管理することとします。</p> |
| 3 | <p>「計画を着実に推進していくため、維持管理や点検を行う施設所管課、予算管理・マネジメントを行う経営企画課が連携を図ります。」とあるが、「志免町行政区再編成に伴う類似公民館等整備規程取扱要綱」の4では、公民館の管理は、町内会で行うこととなっている。</p> <p>推進体制は、施設所管課と経営企画課だけではなく、町内会との三位一体ではないか。</p> <p>※ 公民館等の改修時における、町内会の対応や町内会で負担する経費はどうなるのか、具体的指針を案の中で示すべきではないか。</p> | <p>公共施設(建物)全体を計画対象としている関係上、施設所管課と経営企画課の連携により推進体制を構築していくこととしております。</p> <p>ご指摘の通り公民館等については「志免町行政区再編成に伴う類似公民館等整備規程取扱要綱」に基づき、管理を町内会で行っていただき、建物を所有する町が施設の整備を行うこととしております。</p> <p>本計画は施設の整備に関するものであるため、計画主体として町が推進体制を構築しておりますが、改修を実施する上では町内会と協議を重ねながら進めていくものです。</p> <p>※改修における基本的な方針については、公民館長会議等を通じて施設所管課より町内会へ説明を行っており、具体的な内容については改修を実施する前に各公民館長と協議いたします。</p> |